

中期計画の概要

令和5年4月1日から、新たな中期目標期間が始まりました（令和10年3月31日までの5年間）。主務大臣から指示された中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、適切に業務運営を行ってまいります。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

●社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け

農林水産分野における脱炭素・グリーン化の取組、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装など、社会経済情勢の変化に伴う資金需要にも対応し、適切な保険・保証の引受けを進めます。

●適切な保険料率・保証料率の設定

農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率を設定します。

●保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組

基金協会や融資機関との連携強化、信用リスクに応じた適正な引受審査及びよりきめ細やかな期中管理などを通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。

●適切な求償権の管理・回収の取組

効果的な求償権回収や、基金協会の態勢等を考慮した求償権管理を行うよう、助言、支援等を実施します。

●事務処理の適正化及び迅速化

標準的な処理の期間等を定め、適正かつ迅速に事務処理を行います。

業務運営の効率化

●効率的・効果的な業務運営

毎年度、業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行うとともに、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実現します。

●支出の抑制

業務管理費等について、中期目標期間中に令和4年度比で5%以上削減します。

一般管理費（人件費等を除く）について、中期目標期間中に令和4年度比で20%以上抑制します。

●その他

デジタル化の推進、調達方式の適正化を図ります。

財務内容の改善

●健全な業務収支の維持・確保

長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

その他業務運営に関する事項

●職員の人事に関する計画

人事評価、人材の確保・育成を適切に実施するとともに、常勤職員数等を公表し、法人職員数の全体像を透明化します。また、人件費の適正化を図るとともに、職員の給与水準を公表します。

●ガバナンスの高度化

運営委員会を開催し、委員の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図ります。また、役員会や内部統制委員会の開催などを通じて、内部統制機能を強化します。

●情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。